

平成26年12月 3 日告示第187号

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、原則競争入札による全ての工事に適用するが、最低制限価格制度については、予定価格が3,000万円未満の工事に適用することができるものとする。ただし、総合評価落札方式による場合は、最低制限価格制度を適用しない。

2 低入札価格調査制度を適用する場合は、低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格判断基準価格（以下「失格基準価格」）を、最低制限価格制度を適用する場合は、最低制限価格（以下「制限価格」という。）を設定するものとする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとし、次の各号に掲げる区分の工事に応じ、予定価格算出の基礎となった額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装、造園、その他次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

- ① 直接工事費の額の97%
- ② 共通仮設費の額の90%
- ③ 現場管理費の額の90%
- ④ 一般管理費の額の68%

(2) 建築一式並びに営繕工事にかかる電気、電気通信、管、とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）及び解体

- ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%
- ② 共通仮設費の額の90%

③ 現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額の90%

④ 一般管理費の額の68%

(3) 営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上下水道工事及び下水道工事にかかる機械器具設置

① 機器費の額の92%

② 直接工事費の額の97%

③ 共通仮設費の額の90%

④ 現場管理費の額の90%

⑤ 一般管理費の額の68%

(4) 前各号の規定による算定が困難な場合は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準となる金額をいうものとし、次の各号に掲げる区分の工事に応じ、予定価格算出の基礎となった額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装、造園、その他次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

① 直接工事費の額の97%

② 共通仮設費の額の90%

③ 現場管理費の額の90%

④ 一般管理費の額の40%

(2) 建築一式並びに営繕工事にかかる電気、電気通信、管、とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）及び解体

① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%

② 共通仮設費の額の90%

③ 現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額の90%に10分の8を乗じて得た額

④ 一般管理費の額の40%

(3) 営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上下水道工事及び下水道工事にかかる機械器具設置

- ① 機器費の額の84%
- ② 直接工事費の額の97%
- ③ 共通仮設費の額の90%
- ④ 現場管理費の額の90%
- ⑤ 一般管理費の額の40%

(4) 前各号の規定による算定が困難な場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

2 失格基準価格に満たない価格で入札を行った場合は無効とする。

(制限価格)

第5条 制限価格の算出は、調査基準価格の算出と同様とし、制限価格を下回った入札を行った場合は無効とする。

(入札保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査)

第7条 前条の場合において、契約担当者は、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされていないおそれがあるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (2) 前号の適否
- (3) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達が出来るとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状況
- (5) その他必要な事項

2 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号に掲げる事項により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由、必要に応じ入札価格の内訳書の徴収
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (5) 手持ち資材状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 前各号について事情聴取した結果の調査検討
- (12) 第9号の公共工事の成績情報
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況等）
- (15) その他必要な事項

3 契約担当者は、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、低入札価格審査委員会の審査意見を求めなければならない。

（低入札価格審査委員会）

第8条 低入札価格審査委員会は、下呂市請負業者選定委員会規程（平成16年下呂市告示第9号）に規定する請負業者選定委員会が、これを担うものとし、評価等については、下呂市請負業者選定委員会規程第3条から第7条までの規定を準用する。

（審査及び意見の表示）

第9条 低入札価格審査委員会は、契約担当者から意見を求められたときは審査を行い、その結果を報告のうえ決定し、書面によって意見を表示するものとする。

（意見に基づく落札者の決定等）

第10条 契約担当者は、低入札価格審査委員会の表示した意見がその価格をもって契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合においては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときを除き、最低価格入札者を落札者として決定する。また、低入札価格審査委員会の表示した意見が契約担当者と同一の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見）であった場合は、

契約担当者は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち最低の価格をもって申込をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、同様の手続きによるものとする。

- 2 契約担当者は、次順位者を落札者としたときは、最低価格入札者に対して落札者とししない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（調査基準価格を下回る落札者との契約に係る措置）

第11条 低入札価格調査を行った者が契約の相手方となった場合は、当該契約において予定する配置技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任とするとともに、配置予定技術者が現場代理人を兼務しない場合は当該現場代理人に対して配置技術者に要求される資格等を有する者の配置を条件付けることとし、現場代理人を兼務する場合は配置技術者に要求される資格等を有する配置技術者を専任として1人追加することとする。

- 2 前項の場合において、当該契約の相手方が工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求めることができるものとする。

（予定価格書への基準価格の記載）

第12条 事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面の予定価格が記載された行の下に、低入札価格調査制度を適用する場合は、調査基準価格及び失格基準価格を、最低制限価格制度を適用する場合は、制限価格を記載し、さらに調査基準比較価格又は制限比較価格として消費税に相当する額を差し引いた金額を記載するものとする。

（入札執行通知への記載）

第13条 調査基準価格及び失格基準価格を定めた入札の入札公告又は入札執行通知には、調査基準価格及び失格基準価格の定め並びに第10条の定めがあることを明示し、入札金額によっては入札保留がなされることを明示するものとする。また、制限価格を定めた入札の入札公告又は入札執行通知には、制限価格の定めがあることを明示する。

（虚偽説明等への対応）

第14条 落札者の決定後、落札者が虚偽の入札価格調査票等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかになったときは、契約担当者は不誠実な行為として、下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）に基づく資格停止を行うことができる。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第74号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月9日告示第150号）

この要領は、平成28年9月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則（平成29年11月1日告示第157号）

この告示は、平成29年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則（平成31年3月1日告示第18号）

この告示は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月3日告示第49号）

この告示は、令和元年11月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則（令和4年10月11日告示第192号）

この告示は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。